

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常陸太田市は、子ども・子育て支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

常陸太田市長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務	
②事務の概要	子ども・子育て支援法などに基づき、幼稚園や保育所など就学前児童の教育・保育施設の利用希望者に対する支給認定の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 (手続の流れ) (1)支給認定: 認定申請を受理し「保育の必要性」によって認定区分を判定。認定者には認定証を交付。 (2)利用調整: 入所選考基準に基づき、利用調整事務。 (3)請求審査支払: 事業所の請求に対し、審査、支払処理。 (4)負担額管理: 利用者から徴収する負担額の徴収管理。 (手続方法) 申請、届出等については、窓口によるもののほか、サービス検索・電子申請機能による方法も可能とする。	
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請届出サービス	
2. 特定個人情報ファイル名		
支給認定情報ファイル 宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一94の項 ・子ども子育て支援法第20条等	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二116の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉部子ども福祉課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
総務省		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	常陸太田市 企画部企画課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	常陸太田市 総務部総務課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 会沢 栄一	課長 榊 一行	事後	定期人事異動に伴う変更
平成29年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法などに基づき、幼稚園や保育所など就学前児童の教育・保育施設の利用希望者に対する支給認定の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 (手続の流れ) (1)支給認定: 認定申請を受理し「保育の必要性」によって認定区分を判定。認定者には認定証を交付。 (2)利用調整: 入所選考基準に基づき、利用調整事務。 (3)請求審査支払: 事業所の請求に対し、審査、支払処理。 (4)負担額管理: 利用者から徴収する負担額の徴収管理。	子ども・子育て支援法などに基づき、幼稚園や保育所など就学前児童の教育・保育施設の利用希望者に対する支給認定の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 (手続の流れ) (1)支給認定: 認定申請を受理し「保育の必要性」によって認定区分を判定。認定者には認定証を交付。 (2)利用調整: 入所選考基準に基づき、利用調整事務。 (3)請求審査支払: 事業所の請求に対し、審査、支払処理。 (4)負担額管理: 利用者から徴収する負担額の徴収管理。 (手続方法) 申請、届出等については、窓口によるもののほか、サービス検索・電子申請機能による方法も可能とする。	事前	子育てワンストップサービス導入に伴う電子申請による取扱いを開始するため。
平成29年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請届出サービス	事前	子育てワンストップサービス導入に伴う電子申請による取扱いを開始するため。
平成30年11月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 榊 一行	課長	事後	様式改正
平成30年11月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	政策企画部情報政策課 常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111(代)	常陸太田市 企画部企画課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111	事後	組織改正及び標記修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルに関する問合せ 連絡先	保健福祉部子ども福祉課 常陸太田市金井町 3,690番地 0294-72-3111(代)	常陸太田市 総務部総務課 茨城県常陸太田 市金井町3,690番地 0294-72-3111	事後	部署変更及び標記修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年9月1日 時点	平成31年1月29日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式改正
令和2年10月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月29日 時点	令和2年1月29日 時点	事後	
令和3年8月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 4.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号, 別表第二116の項	・番号法第19条第8号, 別表第二116の項	事前	令和3年9月1日施行される番 号法の改正に伴う変更
令和3年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月29日 時点	令和3年1月27日 時点	事後	